

県南広域振興局長告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年2月20日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻北花沢5番2、5番3、6番2、6番3、6番4、7番2、7番3、8番1、8番3、9番2及び10番2並びに西浦3番2、3番7、3番10、4番10、4番11、4番12、7番4及び8番7並びにこれらの区域に隣接介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産